

答 申

第 1 当審査会の結論

「平成6年度監査結果報告書」(以下「本件公文書」という。)は、別紙1に記載した各部分を除き、公開すべきである。

第 2 異議申立ての経過

異議申立人は、実施機関が平成8年3月15日付けで行った本件公文書の部分公開決定に対して、平成8年5月17日付けで、これを全部公開することを求める旨の異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張の要旨

別紙2に記載のとおり。

第 4 実施機関の主張の要旨

別紙3に記載のとおり。

第 5 当審査会の判断理由

当審査会は、審査に当たって、異議申立人及び実施機関双方(以下「当事者」という。)に文書や口頭による主張の機会を与えるなどして、公正な審査を行うよう努めた。

当審査会は、本件公文書を調べ、個々の論点ごとに当事者の主張について審査、判断した結果、冒頭第1に掲げる結論に達したものである。

1 長野県公文書公開条例の趣旨について

長野県公文書公開条例(以下「条例」という。)の解釈運用に当たっては、条例第3条で規定されているとおり県民の公文書の公開を求める権利が十分に尊重されるように配慮すべきことはいうまでもないが、一方、条例は、他の公益等との調整等の観点から、第6条第1項において、公開をしないことができる場合について定めている。したがって、個々の請求に対する公開、非公開の判断に際しては、これらを総合的にとらえ、条例の原則公開の理念を念頭に置きながら、同項への該当性の有無を条例の規定に即して判断する必要がある。

よって、当審査会は、当事者の主張を基に、本件公文書のうち実施機関が非公開と

した部分が第6条第1項に該当するか否かを個別具体的に判断するものである。

## 2 本件公文書の内容について

本件公文書には、実施機関が、地方自治法第199条第4項の規定により、平成6年度に実施した監査の結果が記載されており、監査対象機関ごとに別葉で作成されている。

当審査会が本件公文書を確認したところ、実施機関が公開又は非公開とした部分は、それぞれ次のとおりであり、非公開とした部分について実施機関は括弧内に記載した非公開理由を主張した。

### (1) 公開した部分

- ア 監査の対象となった「課所名」欄
- イ 「委員監査」の「実施年月日」、「監査委員」、「随行職員」の各欄
- ウ 「事務調査」の「実施年月日」、「担当職員及び範囲」の各欄

### (2) 非公開とした部分（以下「非公開部分」という。）及び非公開理由

- ア 「委員監査記録」の「現地調査箇所」欄（条例第6条第1項第5号該当）
- イ 「委員監査記録」の「委員監査特記事項」欄（条例第6条第1項第2号及び第5号該当）
- ウ 「局審」欄（条例第6条第1項第5号該当）
- エ 「事務調査特記事項」欄（条例第6条第1項第2号及び第5号該当）

非公開部分のうち、現地調査箇所欄には監査委員が調査した現地の箇所数と箇所名等が、委員監査特記事項欄及び事務調査特記事項欄には具体的な指摘事項等の内容が、それぞれ記載されており、局審欄には、局内会議（局審）において検討された「公表、文書通知、指導、本庁指導、本庁検討」の局審判定区分が、A～Eの記号により記載されている。なお、非公開部分の各欄には、該当事項がなく記載されていない場合や「なし」と記載されている場合もある。

## 3 条例第6条第1項該当性について

以下において、非公開部分の条例第6条第1項各号への該当性について、順次判断する。

### (1) 条例第6条第1項第2号該当性について

異議申立人は、条例第6条第1項第2号に規定する「個人に関する情報」は、通常他人に知られたくないという「プライバシーの権利」を侵害する情報に当たるか否かとの観点から、限定的に解釈されるべきであると主張する。しかし、同号に規定する「個人に関する情報」は、いわゆるプライバシー情報に限るものと解釈すべきではないし、公務員とその他の者を区別して扱っていないことについては、平

成3年7月18日の当審査会の答申で示したとおりであり、同号では、個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るものは、但書きに掲げる情報を除き、公開を拒むことができる旨を規定していると解される。

委員監査特記事項欄及び事務調査特記事項欄を確認したところ、特定個人の氏名などの記載はないが、実施機関は、これらの欄に記載されている指摘事項等と一般人が通常入手し得る県職員の名簿や事務分担表とを照合することにより、指摘事項等の対象となった事務の担当者（以下「事務担当者」という。）が識別される可能性がある」と主張する。同号に規定する「個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」とは、氏名などのように直接的に特定の個人が識別されるもののほか、他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別されるものも含むと解されるので、まず、実施機関の主張する「識別される可能性」の有無について検討する。

委員監査特記事項欄及び事務調査特記事項欄には当該監査対象機関に対する指摘事項等が記載されており、特に、事務調査特記事項欄には、どのような事務のどのような点が不適切であったのかについて詳細な記載がされている。一般的、抽象的な記載のものもあり、そのすべてに事務担当者の識別性があるとはいえないが、本件公文書については、監査対象機関名がすでに公開されており、監査の対象年度も特定されていることを考慮すると、監査対象機関が小規模な課所であって、指摘事項等が詳細であればあるほど、その指摘事項等と県職員の名簿などとを照合することにより、当該事務担当者が比較的容易に識別され得ると認められる。

そこで、事務担当者が識別され得る場合について、同号但書きの、例外的に公開できる情報への該当性について検討する。指摘事項等から識別される事務担当者は、但書きアの「法令の規定により何人も閲覧できるとされている情報」や但書きウの「法令の規定による許可、免許、届出等に際して作成し、又は取得した情報で公益上公開することが必要と認められるもの」には該当しないことが明らかであるから、次に但書きイへの該当性について検討する。

但書きイの「公表を目的として作成し、又は取得した情報」とは、県が県民に対して広く公表することを目的として、当初からその目的を明確化した上で作成し、又は取得した情報はもとより、公開を原則とする条例の趣旨に鑑み、事務事業の執行上、又は行政の責務として県民に公表すべき性質を有していると認められる情報もこれに含まれるものと解される。事務担当者が識別され得る情報がこれに該当するかどうかは、当該事務事業又は当該行政責務の特性をもあわせて考慮し、個別具体的に精査する必要がある。また、当初からは公表を目的としたものではなかったとしても、本来公表すべき性質を有していると認められる情報が否かについても同様である。

そのような観点から本件公文書について確認したところ、指摘事項等は、納税者

としての県民の付託を受けて執行する県の財務・経営上の職務情報であって、「公表すべき性質を有する情報」と解されるところであり、結局、但書きイに該当するものとして、公開されるべきであると考え。実施機関は、事務担当者の事務処理に関する能力評価などが明らかになると主張するが、本件公文書についてみる限り、それらはいずれも、職員個人に対する指摘事項等というより、当該課所に対するものであると考えられることから、実施機関の主張は認めがたい。

したがって、委員監査特記事項欄及び事務調査特記事項欄は、実施機関が主張するような理由では、同号に該当しないと判断する。

## (2) 条例第6条第1項第5号該当性について

異議申立人は、条例第6条第1項第5号で対象となっているのは、監査の実施計画など将来行われる事務に関する情報であり、本件公文書に記載されている監査結果は過去の情報であるから同号の解釈を誤っていると主張するが、同号に規定する「検査、監査、取締り等の実施計画」は典型例として示されているにすぎず、本件公文書は、同号前段の「県若しくは国等が行う検査、監査、取締り等の実施計画・・その他の事務若しくは事業に関する情報」に該当するので、ここでは、非公開部分の同号後段の「公開することにより・・・当該事務若しくは事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障を生ずるおそれのあるもの」への該当性について判断する。

また、異議申立人は、「公正かつ円滑な実施に著しい支障を生ずるおそれ」の解釈に当たっては、著しい支障を生ずる危険が具体的に存在することが客観的に明白であることを要すると主張する。しかし、「著しい支障を生ずるおそれ」の認定基準については、平成6年3月28日の当審査会の答申で示したとおりであり、単に実施機関の主観において「おそれ」があると判断されるだけでは足りないが、その客観明白性までを要件としているわけではなく、「おそれ」の有無については当該公文書の内容等に照らして個別的に検討した上で判断すべきである。

実施機関は、非公開部分について、これを公開した場合、別途公表した監査結果との関連性等について誤解を招くおそれがあり、また、監査の手法等が明らかになるなど、公正かつ円滑な監査の実施に著しい支障を生ずるおそれがあると主張するので、それらの「おそれ」の有無について検討する。

監査の実施結果は、地方自治法第199条第9項の規定により、実施機関独自の判断に基づき一定の範囲で県報に公表されているが、非公開部分の公開の可否はあくまで条例の規定に即し、本件公文書を個別具体的に検討して判断すべきものであると考える。実施機関は、本件公文書は公表を前提としていないから、あるいは公表までの経過の中の断片的、部分的な情報であるから、別途公表した監査結果との関連性について誤解を招くと主張するが、どのような誤解が生ずるかについての実施

機関の説明は具体性がなく、納得できるものではない。

さらに、是正改善された後も不適当な事務処理が継続しているかのごとくみられるとの主張についても、本件公文書に記載されている内容はそれぞれの監査実施時点における状況であり、その後、時間の経過により、是正改善が図られたものもあるであろうということは当然了知されていると考えられるので、誤解を招くおそれがあるとの主張は認められない。

また、監査の手法等が明らかになるとの主張についても、具体的な監査着眼点や現地調査箇所の選択傾向などは、監査対象機関相互の情報交換や年度ごとの傾向の分析などにより、ある程度は事前に明らかになっているものと考えられる。さらに、監査は非違を摘発することを旨とするものではなく、要は、事務事業の公正かつ円滑な執行を図るための指導である、との位置付けからすれば、着眼点や傾向などが事前に明らかになり、それに沿って、監査対象機関自身で不適切な事務執行を監査前に是正したとしても、結果として改善がもたらされるのであれば、その間に監査実施上の支障があるとは言い難い。よって、非公開部分を公開することにより、特別秘匿を要する監査の手法等が明らかになるとは認められない。

したがって、非公開部分を公開した場合、公正かつ円滑な監査の実施に著しい支障を生ずるおそれがあるとは認められず、実施機関が主張するような理由では、非公開部分は条例第6条第1項第5号に該当しないと判断する。

### (3) 実施機関の主張とは異なる理由による条例第6条第1項該当性について

非公開部分を確認したところ、実施機関から具体的な主張はなかったものの、別の理由から条例第6条第1項該当性の検討を要する部分があると認められたので、順次検討する。

#### ア 別紙1中の整理番号1の条例第6条第1項第3号該当性について

別紙1中の整理番号1の法人の名称については、条例第6条第1項第3号に該当するか否かを検討する必要がある。

法人の名称が、条例第6条第1項第3号前段の「法人その他の団体に関する情報」に該当することは明らかなので、同号後段の「公開することにより当該法人等に不利益を与えることが明らかであると認められるもの」に該当するか否かを検討する。

当該法人の名称は、中小企業近代化資金貸付金の償還が滞っている例として記載されている。償還が滞っていることが公開された場合、その経営状態が明らかになることなどにより、当該法人の営業上や信用上の支障が生ずることが当然予想され、当該法人に不利益を与えることが明らかであると認められ、か

つ、不利益を与えてもなお公開する情報にも当たらないので、別紙 1 中の整理番号 1 は条例第 6 条第 1 項第 3 号に該当すると判断する。

イ 別紙 1 中の整理番号 2 から整理番号 4 の条例第 6 条第 1 項第 5 号該当性について

別紙 1 中の整理番号 2 から整理番号 4 の業務委託等の予定価格と積算根拠については、既に検討した実施機関の主張とは異なる理由によって、条例第 6 条第 1 項第 5 号該当性を検討する必要がある。

これらの情報が、条例第 6 条第 1 項第 5 号前段の要件に該当することは明らかなので、同号後段の「当該事務若しくは事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障を生ずるおそれのあるもの」に該当するか否かを検討する。

業務委託等の予定価格と積算根拠は、これを公開した場合、今後の同種の業務委託及び物品購入に当たり、その予定価格が推定されることにより、当該事務の公正かつ円滑な実施に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるので、別紙 1 中の整理番号 2 から整理番号 4 は条例第 6 条第 1 項第 5 号に該当すると判断する。

ウ 別紙 1 中の整理番号 5 及び整理番号 6 の条例第 6 条第 1 項第 2 号及び第 5 号該当性について

別紙 1 中の整理番号 5 の土地の借受けの変更契約に係る借地目的、面積、金額及び整理番号 6 の「参考」として記載されている事業内容については、それぞれ既に検討した実施機関の主張とは異なる理由によって、条例第 6 条第 1 項第 2 号及び第 5 号該当性を検討する必要がある。

これらの情報は、県と契約した特定の個人の資産、収入に係るものであり、条例第 6 条第 1 項第 2 号に規定する「個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」に該当し、同号但書きの例外的に公開できる情報のいずれにも該当しない。

また、これらの情報が、条例第 6 条第 1 項第 5 号前段の要件に該当することは明らかなので、同号後段の「当該事務若しくは事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障を生ずるおそれのあるもの」に該当するか否かを検討する。

土地の借受け金額などや事業内容は、これを公開した場合、今後の同種の交渉事務などの公正かつ円滑な実施に著しい支障を生ずるおそれがあると認められる。

したがって、別紙 1 中の整理番号 5 及び整理番号 6 は、いずれも条例第 6 条第 1 項第 2 号及び第 5 号に該当すると判断する。

以上により、冒頭第 1 の結論のとおり判断する。

第 6 諮問経過

平成 8 年 5 月 29 日 諮問  
平成 8 年 6 月 7 日 審査会において諮問内容説明  
平成 8 年 7 月 26 日 実施機関から提出された理由説明書説明  
平成 8 年 9 月 25 日 異議申立人から提出された意見書説明

第 7 審査経過

平成 9 年 2 月 21 日 審議  
平成 9 年 3 月 28 日 審議  
実施機関からの意見聴取  
平成 9 年 5 月 16 日 審議  
平成 9 年 6 月 6 日 審議  
異議申立人からの意見聴取  
平成 9 年 7 月 31 日 審議  
平成 9 年 9 月 24 日 審議  
平成 9 年 10 月 24 日 審議

(別紙1) 非公開とすべき部分

整理 番号	課所名 (監査対象機関名)	非公開とすべき 情報が記載されて いる欄	非公開とすべき部分
1	中小企業総合指導所	委員監査特記事項	項目2のうち、法人の名称
2	木曽病院	事務調査特記事項	項目1のうち、業務委託の 予定価格の積算根拠
3	阿智高等学校	事務調査特記事項	項目2のうち、購入物品の 予定価格とその積算根拠
4	箕輪工業高等学校	事務調査特記事項	項目1のうち、切断機一式の 予定価格
5	駒ヶ根病院	事務調査特記事項	項目2のうち、土地の借受け の変更契約に係る借地目的、 面積、金額
6	松本空港建設事務所	事務調査特記事項	「参考」として記載されてい る内容のうち、事業名を除く 部分



## (別紙2) 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が、異議申立書、実施機関の理由説明書に対する意見書及び意見陳述で主張した内容の要旨は、次のとおりである。

### 1 条例の趣旨について

条例第1条に規定されている「公文書の公開を求める権利」は、憲法上の権利として判例上も確立されている国民の「知る権利」を具体化し、公文書公開請求権として認めたものであるから、憲法、法令の趣旨に従って、条例の各条項の解釈がされなければならない。公文書公開請求権を制限する条例第6条第1項の解釈に当たっては、その制限が必要最小限となるよう厳格な解釈がされなければならない。

また、地方自治の本旨、具体的には住民自らが地方公共団体の政治に参加する住民自治の実現にとっても、「知る権利」の保障は必要不可欠であり、公文書公開請求権は、このような観点から規定された非常に重要な権利であって、行政のやり方のどこが問題であったかを明らかにすること自体は、行政の適正な運営を図るためにも必要であり、県民の信頼を得るためにも望ましいことである。

### 2 条例第6条第1項該当性について

#### (1) 条例第6条第1項第2号該当性について

条例第6条第1項第2号は、国民の「知る権利」と「プライバシーの権利」との調整の規定であり、「プライバシーの権利」の保護のために必要な限度においてのみ、「知る権利」に優先して公文書を非公開とすることができるものと解釈しなければならない。同号の「個人に関する情報」は、通常他人に知られたくないという「プライバシーの権利」を侵害する情報に当たるか否かとの観点から、限定的に解釈されるべきである。

本件公文書の委員監査特記事項欄及び事務調査特記事項欄は、調査事実の内容を記載したものであって、およそ個人の識別性を有すると認められるものではないし、現地調査箇所欄は、調査箇所数の記載にすぎず、何ら個人の識別性とは関係がない。

仮に、事務担当者が識別されたとしても、監査は公務員個人を対象とするものではなく、公務自体を対象にしたものであって、それは二次的なものにすぎないし、公務自体何ら非公開とする理由はない。個人の落ち度が明らかになったとしても、組織全体の問題であり、事務担当者の能力不足を指摘して問題にするわけではないし、個人攻撃を心配する必要はない。公務員の公務に関しては、その役職や氏名は、公務の遂行者を特定し責任の所在を明示するための表示にすぎず、プライバシーが問題となる余地はないというのが最近の判例の基本的な考え方であって、同号に該当しない。

また、万歩譲って、事務担当者が個人情報に該当するとしても、条例第6条第2項の規定により、事務担当者の部分のみを非公開とすれば足りる。

(2) 条例第6条第1項第5号該当性について

条例第6条第1項第5号の「公正かつ円滑な実施に著しい支障を生ずるおそれ」の解釈に当たっては、単に実施機関の主観において「おそれがある」と判断されるだけでは足りず、そのような著しい支障を生ずる危険が具体的に存在することが客観的に明白であることを要する。

同号で対象となっているのは、監査の実施計画など将来行われる事務に関する情報であるが、本件公文書は、監査の結果を記した過去の情報であり、同号の解釈、適用を誤っている。

県報では、どこを監査して、監査の結果、問題はないという内容が述べられているにすぎず、不十分なものであり、条例に基づいた公開請求で明らかにすることの必要性が格段に高まるものである。

公表した監査結果との関連性について誤解を招くおそれがあるという点については、どのような内容の監査結果を公表するかという実施機関内部の問題にすぎないし、あたかも不適当な事務処理が継続されているかのごとくみられるというのは、監査実施から期間がたてば当然に生ずることである。

また、監査委員は県民に代わってチェックしているのであるから、監査の手法も透明化すべきであり、監査自体がすべて非公開で行われているわけではなく、何らかの方法で公開されているので、手法を公開することによって、どのような支障が生ずるのか理解できない。

したがって、「著しい支障を生ずる危険が具体的に存在することが客観的に明白であること」についての合理的な説明が全くなく、非公開部分は同号に該当しない。

特に、現地調査箇所欄は、客観的な調査箇所数の記載にすぎないし、局審欄は、結論部分であって、いずれも同号に該当しないことは明らかであるから、当該部分を分離して公開することさえしないのは、条例第6条第2項の規定に反する。

### (別紙3) 実施機関の主張の要旨

実施機関が、理由説明書及び意見陳述で主張した内容の要旨は、次のとおりである。

#### 条例第6条第1項該当性について

##### (1) 条例第6条第1項第2号該当性について

条例第6条第1項第2号に規定されている「個人に関する情報」とは、他人に知られたくない情報のみ限定されるものではなく、個人に関するすべての情報をいい、個人の識別性があれば、同号の但書きに該当するものを除き、非公開とすることができるものと解する。

監査対象機関の職員の職氏名は、県が発刊している「長野県職員録」をはじめ、民間において発刊されているそれに類した書物によっても、広く住民が目にするのが可能である。また、県の機関の事務分掌は、長野県組織規則で定められており、各機関では、それぞれの職員の具体的な事務の分担を決めており、住民がそれを知り得る状態にあるから、指摘事項等から事務担当者が識別される可能性は十分ある。

事務担当者が識別されれば、事務処理に関する当該職員の能力評価などの個人情報明らかになる。本件公文書は、公表を目的として作成したものではなく、同号但書きのいずれにも該当しないから非公開とした。

##### (2) 条例第6条第1項第5号該当性について

今の監査制度の中では、非違を摘発するというのではなくて、指導し、事務事業の円滑な執行が図られるように監査を行っており、本件公文書の内容は公表するものではない。

本件公文書の指摘事項等及び局審判定区分は、公表する監査結果を導き出す経過の中の情報の一部であり、断片的、部分的なものであって、公開することにより、公表した監査結果との関連性や、すでに是正改善が図られているにもかかわらず、あたかも不適當な事務処理が継続しているかのごとくみられるなど、誤解を招くおそれがある。

また、非公開部分を公開すると、それらを総合的に分析検討することにより、具体的な監査着眼点や現地調査箇所の選択傾向など、監査の手法、ポイントが明らかになり、受検者側が主にそうした事項への対応を行うおそれがあるほか、事務事業の課題なり実情についての受検者側の回答が当たり障りのないものになるなど表層的対応が予想される。

したがって、非公開部分を公開することにより、公正かつ円滑な監査の実施に著しい支障を生ずるおそれがあるので、非公開とした。

なお、本件公文書については、いわゆる旅行命令票とそれに関連する公文書という趣旨の公開請求であったので、出張先、年月日、出張者名がわかる部分を公開し、それ以外の部分は一括非公開とした。